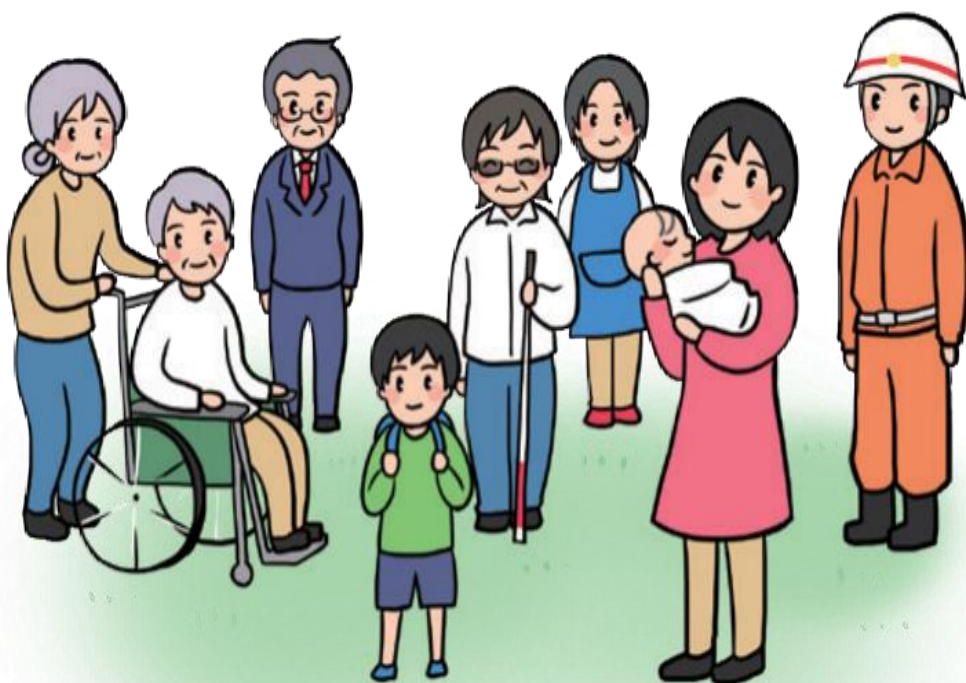


流山市避難行動要支援者 避難支援計画



— 地域支え合い活動の推進について —

できることから始めよう
みんなで高める地域のチカラ

作成：流山市 健康福祉部社会福祉課
平成 30 年 10 月作成

はじめに

地震、風水害、土砂災害など自然災害が多発する日本において、2011年の東日本大震災では、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上るなど、いわゆる災害対策基本法に定義される避難行動要支援者に被害が集中しています。

また、近年発生している災害では、公助（国や地方自治体による対策）の限界を著しく超える事態が発生し、自助・共助による地域での支え合い・助け合いの重要性が高まっています。

2013年には災害対策基本法が改正され、地域全体での取組み方針を定めた避難支援計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成・地域との共有など、地域における一層の取組みが求められています。

災害時における避難行動の支援が必要となる高齢者や障害者は、当然の事ながら、日常における福祉ニーズも高く、防災・災害対応と地域包括ケアシステムといった福祉分野の取組みを結びつける必要があります。さらに、災害時における地域での避難支援活動は、日頃の土壌（支え合いや訓練など）も無しに機能するものではありません。

流山市では、平成27年度より、地域支え合い活動推進条例のもと、平常時の孤立死防止と災害時における地域での支援を目的とした『地域支え合い活動』を推進しています。地域支え合い活動は、避難行動要支援者名簿の取組みとリンクしたもので、自治会、民生委員・児童委員、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等が連携して、地域の実情に応じた様々な活動が展開されています。

また、平成29年3月に第3期流山市地域福祉計画を策定し、「自助・共助・公助」の考え方のもと、地域の子カラの底上げを目指しています。地域での支え合いを充実させるためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に関わるすべての人・機関が「活動の担い手」となって、知恵を少しずつ出し合い、できること・できる範囲から行動することが重要です。地域の皆様には、いつ来るか分からない災害に向けて、連携・協働による地域ぐるみの支え合いへのご協力をお願い致します。

平成31年3月

流山市長 井崎 義治

目次

避難行動要支援者避難支援計画	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 背景と目的	2
(1) 災害時要援護者対策の契機	2
(2) 東日本大震災をふまえた災害対策基本法の改正	2
(3) 流山市における地域支え合い活動の展開	3
(4) 本計画の目的 - 流山市地域防災計画との関連 -	4
2 自助・共助・公助の考え方 -地域福祉計画との関連-	6
(1) みんなで高める地域のチカラ	6
3 地域支え合い活動（流山市の避難行動要支援者対策）	7
(1) 対象となる方（支援を必要とする方）	7
(2) 支え合い活動対象者名簿の提供先	8
(3) 地域支え合い活動の活動内容	10
第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用	11
☆ 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲	12
(1) 要配慮者・避難行動要支援者≪地域支え合い活動の対象者≫	12
1 避難行動要支援者名簿の作成	13
(1) 個人情報情報の入手方法・情報提供の状況	13
(2) 名簿情報の更新	14
(3) 名簿情報の作成・管理方法	14
2 本人同意の意向確認	15
3 本人同意の取得	15
(1) 本人同意の意向確認方法	15
(2) 本人の意思を十分に表せない方への対応	17
(3) 緊急時の情報提供・不同意者の対応	17
4 避難行動要支援者の取組みに関する個人情報への配慮	18
5 避難行動要支援者名簿の提供	18
(1) 避難支援等関係者の範囲	18
(2) 市における個人情報への配慮事項	18
(3) 自治会・地区社会福祉協議会における個人情報への配慮	19
6 災害発生に備えた平常時からの取組み	20
7 災害発生時の取組み	20
(1) 地域及び市における避難支援体制	20

（２）地域における避難支援プランの作成.....	21
（３）避難誘導.....	23
（４）地域の安否確認体制・支え合いの体制.....	24
（５）避難施設での対応.....	26
（６）市における取組み（情報伝達・情報収集・福祉避難所）.....	26
第3章 災害時に備えた活動.....	30
資料編.....	35
■ 様式集.....	36
■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿.....	41
■ 計画の策定過程.....	42
■ 諮問書.....	43
■ 答申書.....	44
■ 用語集.....	45

避難行動要支援者避難支援計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 背景と目的

(1) 災害時要援護者対策の契機

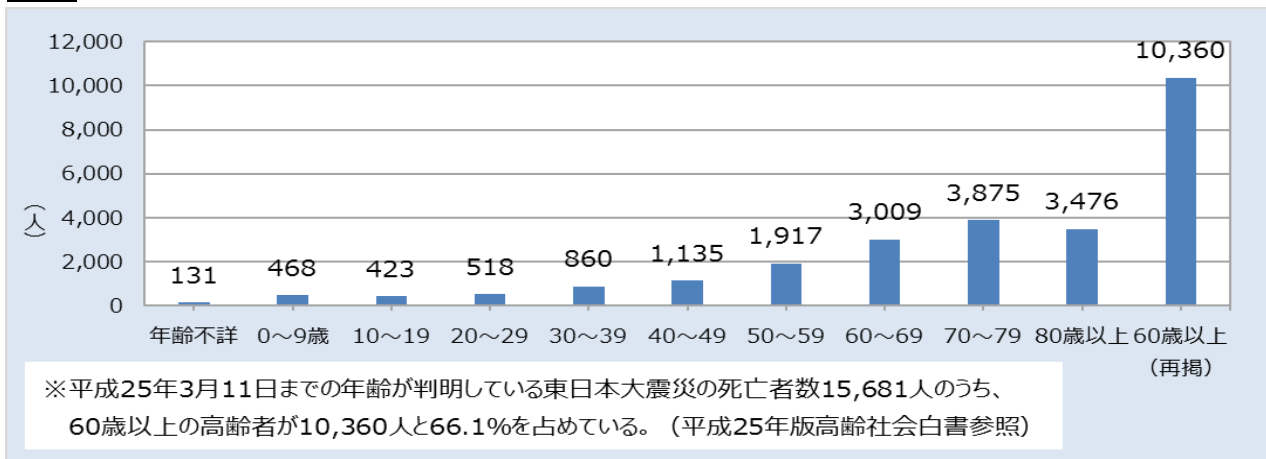
平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等による高齢者等の被災状況から、国では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（H17年3月）」を示しました。本市では、平成19年度から、国が示したガイドラインに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、地域における避難支援体制づくりに取り組む自治会・自主防災組織等に、名簿提供を行ってきました。

(2) 東日本大震災をふまえた災害対策基本法の改正

平成23年の東日本大震災では、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合も、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。こうした被災傾向は、過去の大規模な震災・風水害などにおいても共通してみられ、災害発生時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な方への避難支援の強化が急務になっています。

こうした状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、同年8月にはこれまでのガイドラインを全面改訂した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を示しました。法改正による取組として、地域全体での取組み方針を定めた避難支援計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成・地域との共有など、地域における一層の取組みが求められています。

図1 東日本大震災における高齢者の被害状況



平成25年6月 災害対策基本法の改正による主な事項

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

(3) 流山市における地域支え合い活動の展開

流山市では、災害対策基本法の改正と前後して、平成26年10月に、孤立死防止や災害時の地域での支援を目的とした流山市地域支え合い活動推進条例を制定しました。平成27年4月には、避難行動要支援者名簿の機能を有する、支え合い活動対象者名簿を作成し、自治会等の避難支援等関係者との共有をスタートしました。活動自治会では、支え合い活動対象者名簿の情報を活用して、地域での見守り・パトロールや災害時に備えた防災訓練の実施等の取組みが広がっています。



図2 東自治会での地域見守り・支え合い活動
(東部地域/向小金3丁目・4丁目)

- 防犯パトロールの際に、急な病気・困りごとを見逃さないよう、見守り・支え合いも同時に行っています。
- 普段から地域で活躍している女性が活動の大きな役割を担っています。

小田急ハイツ

さぼーとネットだより<No.23>

2018.4.15

支え合い活動と災害時の対応

30年以内に首都直下型地震が起きる確率は70%といわれています。いつ起きてもおかしくない災害に、私たちはどう対応すべきなのでしょうか。今年3月に小田急ハイツで十数年ぶりの避難訓練が行われました。その際、消防署からは災害時には消防や救急車等による救助をあてにせず、まずは自助そして共助を心掛けてほしいとの話がありました。何よりも先に自分の身を守り、自身の安全を確かめてからご近所の皆さんが協力し合っで災害に立ち向かうということです。居住者が高齢化し一人暮らしが増える当ハイツでは、今まで以上に支え合い活動を進め、ご近所同士の連携を深めることが求められています。

日頃からの支え合い活動を

支え合いとは、高齢者や一人暮らしの方の見守り、声掛け、ちょっとしたお手伝い、何か困りごとの相談に乗るなど、無理のない範囲でご近所同士が関わりをもつことです。

万一の災害時にご近所同士が助け合うためには、日頃からの支え合い活動が大切です。周りにどんな人がどんな状態で居住しているのかわからないと不安です。高齢の一人暮らし、夫婦とも75歳以上、寝たきりの家族が居る、足が不自由で階段の上り下りが大変な方、共稼ぎで日中は子供だけ等々、家庭によってさまざまな状況があります。

周りのご近所の状況を知っていれば、普段の支え合い活動とともに、いざ災害という時にどういよう対応をすればよいかを判断し行動することができます。

「助けられる側」と「助ける側」の支え合いは協働という認識を

一般的に、何かに困っていて助けて欲しいと思っても実際に「助けて」と声をあげる人は少なく、3%ぐらいしかいないと書かれています。他の人に迷惑・面倒を掛けたくない、他の人に自分の弱みを知られたくない、自分の問題は自分で解決する、プライドが許さない等々、いろいろな理由があるのだと思います。

しかし、助ける側も助けられる側もお互い様なのです。これまで助ける側にいた人が助けられる側に回るとは稀にでも起こり得ます。

助けを求めることは決して恥ずかしいことではありません。人に助けを求めることをためらわず、自分や家族のことをオープンにして今の状況を周りに知らせ理解してもらうことが大切です。情報を上手く開示し活用することで支え合い活動がうまく進められます。

「助けて」と書われれば、95%の人は助けたいと思うというデータもあります。自分では助けることが出来なくても、周りに状況を説明して何とか助けてあげようと努力します。

図3 小田急ハイツ さぼーとネット
(北部地域/富士見台2丁目)

- 小田急ハイツ自治会内では、さぼーとネットが結成され、ちょっとした困りごとのお手伝いや見守りが行われています。
- さぼーとネットだよりでは、高齢者が利用できる公的サービス、災害時の備え、高齢者を狙った犯罪など、知りたい・覚えておきたい内容の広報活動も進められています。

(4) 本計画の目的 - 流山市地域防災計画との関連 -

近年発生している災害では、公助（国や地方自治体による対策）の限界を著しく超える事態が発生しており、地域住民自らが日頃から災害に対する意識を高めて備えをする「自助」や、自治会、近隣住民の間での支え合いによる「共助」の重要性が高まっています。そこで、流山市地域防災計画では、災害に対する備えや災害応急活動に際して、「市民・地域・市」が一体となった取組みを推進しています。

平成29年3月には、災害対策基本法の改正を踏まえて、避難行動要支援者対策を「流山市地域防災計画」に位置付けました。地域防災計画の下位計画に定められる同計画においても、「市民・地域・市」を「自助・共助・公助」と捉えて、地域ぐるみで避難行動要支援者対策の取組みを推進します。

また、取組みの基本的な考え方や進め方は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を基本に、これまで継続的に推進してきた地域支え合い活動の現況等を反映させて整理し、地域の安心安全を強化することを目的とします。

図4 流山市地域防災計画【概要版】



本計画の位置付け・計画に基づき行うこと

避難行動要支援者に関する取組みを推進するために、流山市地域防災計画の下位計画として、本計画を作成します。

- 避難行動要支援者に関する全体的な考え方のうち重要事項は、地域防災計画で定めます。
- 災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿の作成等（①～④）について、具体的な方法を本計画で定め、市は名簿の作成・更新及び名簿の提供を継続的に行います。
※具体的な方法は、流山市地域支え合い活動推進条例の規定によるものです。
- 日頃の支え合い活動・個別計画の策定・災害時の取組み（⑤）は、国の「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」や地域支え合い活動推進条例に則して、本計画にて活動事例を提示します。また、活動事例を基に、地域での取組みを推進していきます。

流山市地域防災計画

避難行動要支援者に関する全体的な考え方のうち重要事項を定めます



流山市避難行動要支援者避難支援計画

①要配慮者の把握

市は、関係部局が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握・集約する。



②避難行動要支援者名簿の作成

市は、要介護状態・障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。



③平常時から名簿を提供することへの同意確認

市は、平常時から名簿を提供することについて、本人の同意・意向を確認する。



④避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、平常時から名簿を提供することに同意した方について、自治会、関係機関（消防、警察、民生委員等）等の地域の避難支援等関係者へ名簿情報を提供する。



⑤日頃の支え合い活動 個別計画・災害時の取組み

地域ぐるみ（市・関係機関・自治会）で、日々の生活や業務の中での見守り、避難訓練や日常的な声かけ活動を行う。

- 避難支援時の配慮事項等に関する個別計画を策定する。
- 災害時には、名簿を活用した避難支援等の取組みを行う。

・避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府）
・地域支え合い活動推進条例 を基にした活動の実施

災害対策基本法・地域支え合い活動推進条例に
規定された内容

2 自助・共助・公助の考え方 -地域福祉計画との関連-

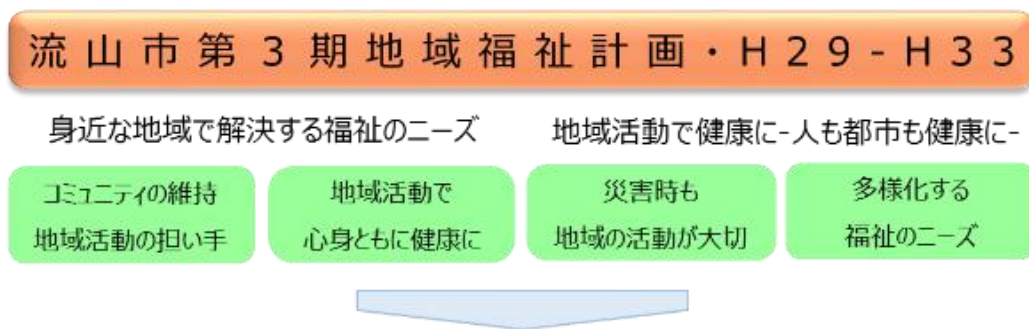
(1) みんなで高める地域のチカラ

流山市では、平成29年3月に、地域福祉の基本的方針を示した第3期地域福祉計画を策定しました。第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に整理して、地域に関わるすべての人が活動に参加し、地域のチカラを高めていくことを目的としています。

また、子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創る『地域共生社会』、高齢者福祉における『地域包括ケアシステム』など、地域の問題・課題を地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として捉え、地域全体で『丸ごと』取り組む必要が高まっています。

避難行動要支援者は普段から福祉サービスを利用している方が多く、災害時に備えた取組みも地域福祉活動の大きな役割の一つです。また、普段からの継続的な取組み無しに、災害時の支え合いは機能しません。そのため、本計画においても、自助・共助・公助の考え方のもと、地域福祉活動との連携や地域のチカラを高めていくことを意識していきます。

図5 流山市第3期地域福祉計画



できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

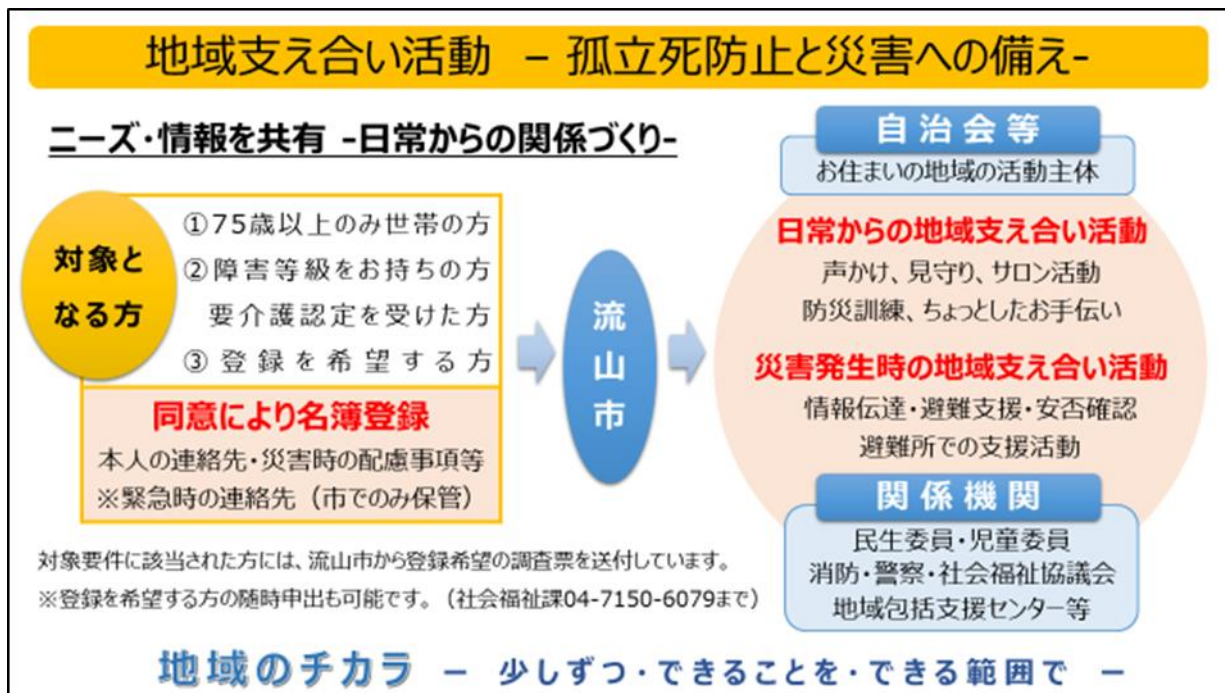
<p>地域福祉を推進する</p> <p>担い手</p> <p>自助＝市民</p>	<p>地域福祉を推進する</p> <p>つながり</p> <p>共助＝地域</p>	<p>地域福祉を推進する</p> <p>まちづくり</p> <p>公助＝行政</p>
<p>市民一人ひとりができること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。 • 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。 	<p>地域のみみんなでできること 自治会・NPO・団体・事業者 民生委員・児童委員・社会福祉協議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。 • 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。 	<p>行政・市が取り組むべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域における見守りや支え合い活動を推進する。 • ボランティアの養成、権利擁護の取組みを進める。

3 地域支え合い活動（流山市の避難行動要支援者対策）

流山市の地域支え合い活動は、災害時の支援と孤立死防止に向けた日常からの支え合いを目的とする事業として、平成27年度から実施しています。支援を必要とする方や名簿の共有先といった一連の流れは、国が示す避難行動要支援者の取組指針を踏まえており、地域支え合い活動は本計画の核を担っています。

市では、より多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携して、地域支え合い活動の普及啓発に努めています。また、協定締結後も地域支え合い活動の定着が図られるよう、活動を開始した自治会との情報交換・活動事例の提供を通して、継続的な活動への取組をサポートしています。

図6 地域支え合い活動の概念



（1）対象となる方（支援を必要とする方）

世帯全員が75歳以上の高齢者世帯、要介護認定の方、障害をお持ちの方、その他支援ニーズを有する方を主な要件とし、そのうち同意が得られた方（平成30年4月現在9,642人）について、「支え合い活動対象者名簿」に情報を登録しています。

名簿登録の要件		平成30年 4月時点
①	75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登録に対して不同意の申出がない方 【逆手上げ方式】	8,747人
②	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登録に同意の申出があった方 【同意方式】	769人
③	その他支援を必要とする方で、名簿登録の申出があった方 【手上げ方式】	126人
合計		9,642人

第1章：計画の基本的な考え方

※要件③手上げ方式による登録

対象者名簿への掲載にあたり、住民記録や介護保険・障害者手帳の交付状況等により、要件①②を自動的に条件を判別しています。しかしながら、身体・生活状況は、一律な年齢要件等で判断することはできず、同居者が居ても日中独居となるケース等があります。そのため、本人からの手上げ申出、自治会や民生委員・児童委員の活動の中で気になった方を要件③として設けています。

図 7 名簿の要件に該当しないが配慮を必要とする方の一例

支え合い・見守りが必要となりやすい方	
ひとり暮らしで高齢者の方 <ul style="list-style-type: none">● 身体機能の低下や痛み、疾病などにより、外に出ることが面倒、苦痛に感じる● ひとり暮らしでは、人と関わるのが少ない● 男性は、女性と比較して、近所付き合いをしてこなかった方も多い	同居者が居ても孤立する危険が <ul style="list-style-type: none">● 夫婦どちらかが介護が必要となった高齢者のみ夫婦● 高齢者の親と障害のある子ども● 家族と同居していても、日中独居になる方
認知症の方 <ul style="list-style-type: none">● 症状により、人とのコミュニケーションや物事理解をすることが難しい● 誰にも相談できずにまた、認知症の方の介護の負担を抱え込んでいる家族	ネグレクト・セルフネグレクト <ul style="list-style-type: none">● 「ネグレクト」…介護が必要な方と同居する家族が必要な支援を放棄・放任● 「セルフネグレクト」…一人暮らし高齢者等の自分で心身の安全や健康を損なう行為

(2) 支え合い活動対象者名簿の提供先

名簿情報は、地域の避難支援の中心的な存在となる自治会に対して、協定を締結したうえで提供しています。また、自治会だけでなく、民生委員・児童委員、消防、警察、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）などの関係機関とも名簿情報を共有しています。

平常時に情報を提供する機関等
(ア) 自治会等
(イ) 民生委員・児童委員
(ウ) 高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)
(エ) 市社会福祉協議会
(オ) 地区社会福祉協議会
(カ) 警察署
(キ) 消防本部、消防署及び消防団
(ク) その他市長が支援を必要すると認めた者に対して支え合い活動を行う者

図8 イメージ：避難行動要支援者名簿<<支え合い活動対象者名簿>>

別記
第1号様式(第5条関係)

流山市支え合い活動対象者名簿

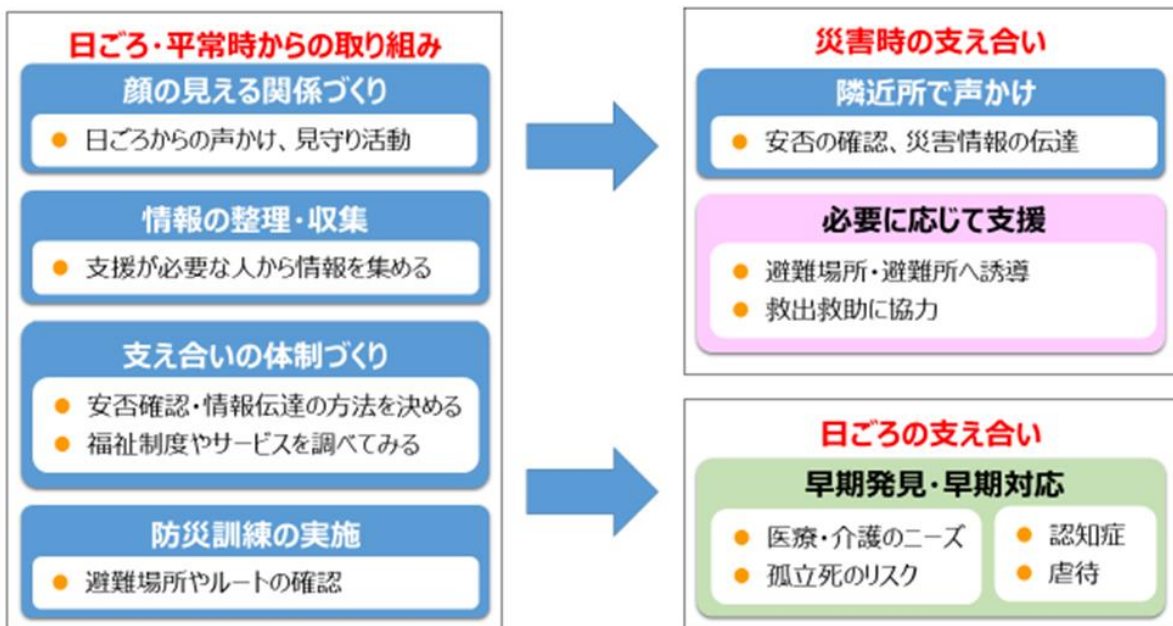
提供団体名: _____ 提供年月日: _____
 名簿管理責任者名: _____ 登録基準年月日: _____

番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号その他の連絡先				支援を必要とする事由		その他 (本人登録希望事項)
					電話番号	携帯電話番号	FAX番号	メールアドレス	種別①②③	①高齢、②障害の種類・等級、 ③要介護状態区分、③その他	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											

支援を必要とする事由の種別: ①[75歳以上のみ世帯]...名簿登録の通知に対して不同意の申出がない方(逆手上げ方式)、②[身体障害者手帳1・2級][精神障害者保健福祉手帳1級][療育手帳A等][要介護3以上]...名簿登録の通知に対して同意の申出があった方(同意方式)、③[その他]...名簿登録の申出があった方(手上げ方式)

1/1

図9 地域支え合い活動の概要・ねらい

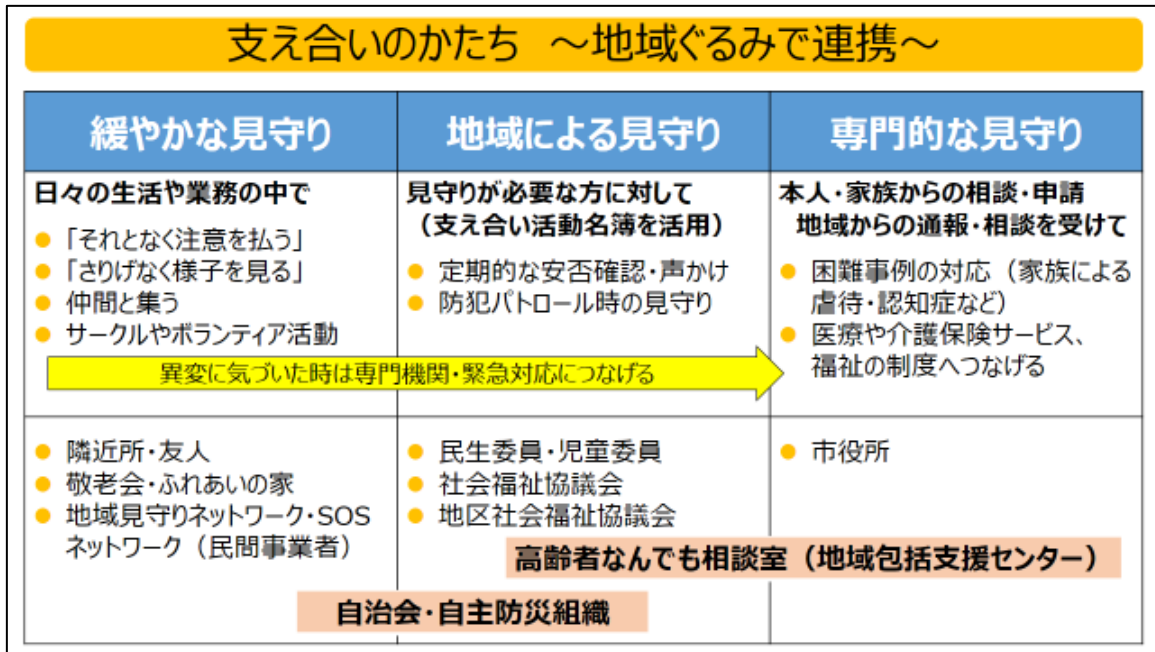


第1章：計画の基本的な考え方

(3) 地域支え合い活動の活動内容

日々の生活や業務の中での何気ない見守り（緩やかな見守り）、避難訓練や日常的な声かけ活動（地域による見守り）により、地域ぐるみの支え合い活動を進めています。また、具体的な福祉ニーズを抱える方には、関係機関を中心にサポート（専門的な見守り）します。

図 10 地域支え合い活動を構成する3つの見守り（上）・平成29年度中の活動内容（下）



活動内容	
1	外部からの異変発見活動 <ul style="list-style-type: none"> ・郵便受け・電灯・雨戸に異変がないかをパトロールする。 ・対象者の向こう3軒両隣で、日々の生活を通して異常・異変の確認
2	訪問・安否確認・声かけ <ul style="list-style-type: none"> ・自治会役員と見守りグループが協力して、定期的に訪問・声かけを行う ・民生委員と共同しての見守り・声かけを行う
3	サロン活動やイベントなどの交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・敬老会や高齢者サロンなどにお誘いし、付き添いで参加する ・夏祭り、高齢者ふれあい会食会、介護予防体操などの行事を定期開催
4	日頃の自治会活動を利用した活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会費の集金、回覧板、清掃活動等の機会を活用した声かけ ・回覧板は必ず手渡しで行い、顔の見える関係・顔を見る機会をつくる
5	支え合い体制の構築・地域情報の把握・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の支え合いマップと民生委員の情報を共有しあう ・支え合い活動推進員の選任や警察、地域包括支援センターとの連携
6	困りごと相談・日常生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の総合事業により、ワンコインのお手伝い事業を実施する ・困り事の相談、簡単なお手伝い、話し相手（専門機関への橋渡し）
7	災害時の避難支援のための活動 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の防災訓練へのお誘い、訓練当日の安否確認の為の訪問など ・災害時に利用できる防災用品・救急セット・救助笛の配布
8	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的なあいさつ、声かけの励行・周知など ・居住者の家族構成などの状況調査アンケートを実施する
9	個別計画の対応 <ul style="list-style-type: none"> 個別の支援を決めての見守り 避難時の対応について個別名簿を作成 災害時の配慮事項について把握

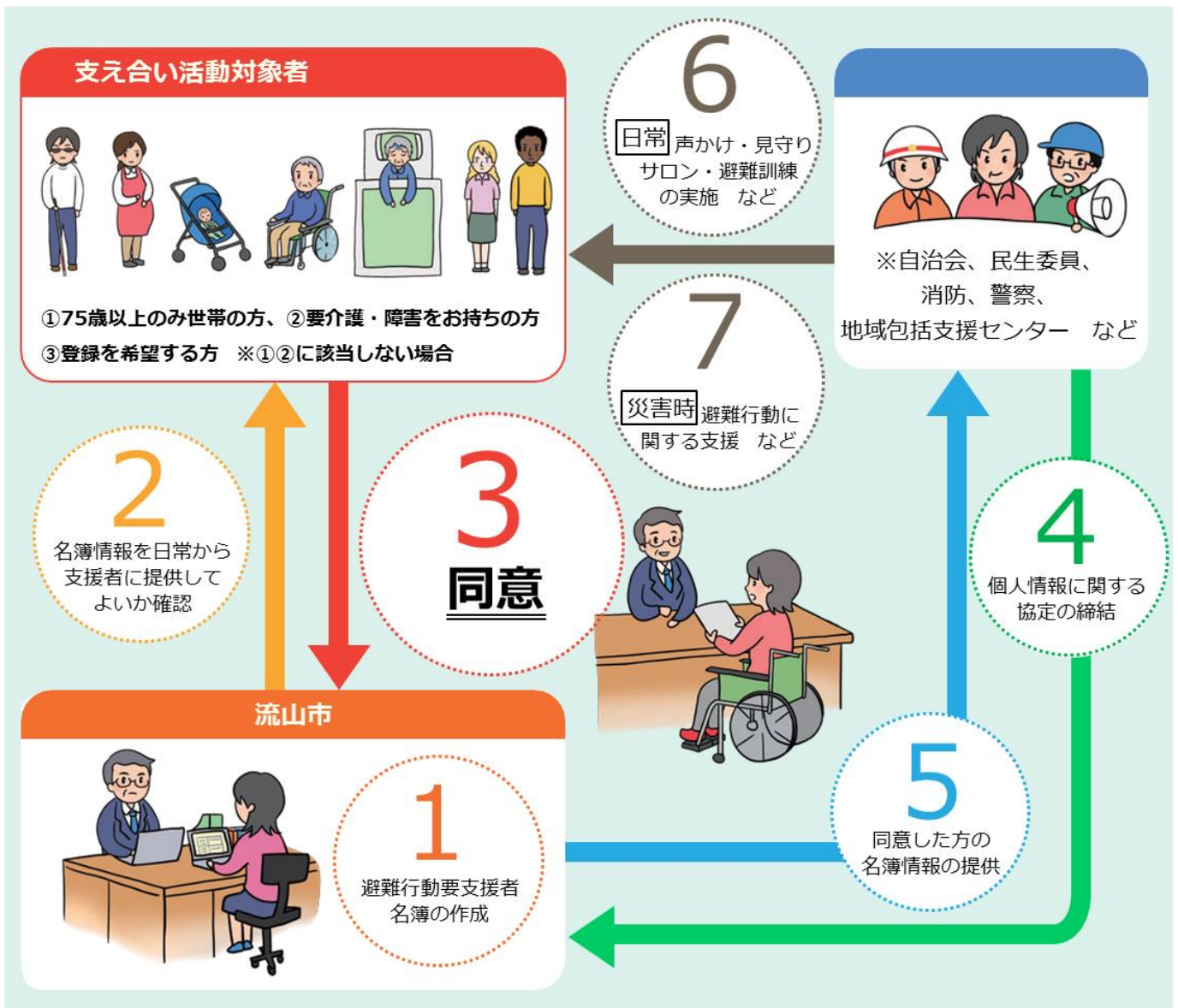
第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、平常時から避難行動要支援者の生活状況や身体状況等の情報を把握し、関係者間で共有することが必要です。また、災害発生時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

これまで、災害時に安全な場所に避難する等の一連の行動に支援を必要とする方（①要介護認定者、②障害者、③一人暮らし高齢者等）を「災害時要援護者」と定義していましたが、災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の定義に改めます。

災害対策基本法や流山市地域防災計画における定義を優先に記載し、地域支え合い活動推進条例の定義や地域支え合い活動での呼称は、《●●●》と記載します。

図 11 避難行動要支援者名簿の作成・活用のながれ（内閣府モデル・流山版）



☆ 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

(1) 要配慮者・避難行動要支援者《地域支え合い活動の対象者》

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害発生前の備え、災害発生時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、特に配慮を要する方を「要配慮者」といいます。

要配慮者のうち、高齢者や障がい者など、災害が発生した場合に一人で避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する方を、「避難行動要支援者」と位置付けます。

「避難行動要支援者」は、地域支え合い活動における《支え合い活動の対象者・支援を必要とする人》となっています。（病院や施設に入所されている方は対象外です。）

図 12 避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲 《地域支え合い活動の対象者》

要配慮者	
避難行動要支援者 《支援を必要とする人》	
地域支え合い活動の名簿要件	① 75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方【逆手上げ方式】
	② 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方【同意方式】
	③ その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方【手上げ方式】
<p>○乳幼児及びその母親・妊婦 ○未就学児童 ○児童生徒 ○日本語の理解が十分でない外国人 ○その他、災害発生時に負傷された方等</p>	

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 個人情報情報の入手方法・情報提供の状況

平常時から避難支援等関係者へ提供する情報

要支援者名簿《支え合い活動対象者名簿》の対象者を把握するために、地域防災計画及び地域支え合い活動推進条例に基づき、市の関係部課で把握している本人情報（ア～エ）や要介護認定や障害等級等の情報（カ）を集約します。

本人の連絡先（エ）や災害時の配慮事項（キ）は、要支援者本人に同意確認を行う際に、本人から提供を受けます。

以上の（ア）～（キ）までの情報は、本人の同意が得られた場合には、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供します。ただし、災害が発生した場合で、生命又は身体を保護するために必要があるときは、本人の同意を得ずに名簿情報を提供することがあります。

災害時や緊急時に限り活用する情報

緊急時の連絡先（別居の家族や親族等）についても、同意確認の際に本人から提供を受けます。この情報は、平常時は市でのみ保存し、災害時や緊急時に限り活用します。

名簿に掲載される個人情報	入手方法	情報提供の状況
(ア) 支援を必要とする者の氏名	市で把握している情報	平常時から共有 ※本人(家族)からの同意が得られた場合に限る
(イ) 生年月日		
(ウ) 性別		
(エ) 住所又は居所	本人からの申出内容	
(オ) 電話番号その他の連絡先		
(カ) 支援を必要とする事由 ・ 75歳以上の年齢要件 ・ 障害等級 ・ 要介護度など	市で把握している情報	
(キ) その他市長が必要と認める事項 ・ 障害の状況 ・ 服薬、医療的配慮事項 ・ 福祉サービスの利用状況など	本人からの申出内容	
☆ 緊急時の連絡先 ・ 別居している家族等の連絡先	本人からの申出内容	災害時や緊急時に限り活用します ※平常時は市で保存

※上記に加え、自治会、民生委員・児童委員に関する情報について、市が有するGISの区域データを基に判別し、個人ごとに付加しています。

(2) 名簿情報の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、名簿情報の更新を定期的に（年1回）行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対して、平常時から自治会や民生委員・児童委員などの関係機関等へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

既に名簿に登録されている避難行動要支援者については、下記のとおり、名簿更新時にあわせて対応します。

- 名簿提供の同意については、状況の変更により、名簿掲載の対象とならなくなった場合や変更の申出がない限り、自動的に継続されます。
- 避難行動要支援者が市内で転居した場合は、更新時にあわせて修正します。（一般住宅に限ります。社会福祉施設への入所は除きます。）
- 避難行動要支援者の市外への転出や死亡、特別養護老人ホーム・グループホーム等への入所等が確認された場合は、名簿更新時に避難行動要支援者名簿から削除します。
- 緊急連絡先や身体・生活状況の変化等は、本人等の申出を受けて、市で保管する情報を修正します。
- 名簿要件該当による意向確認の際、名簿提供へ同意をされなかった方への再確認については、3～5年を目途に随時実施する予定です。

(3) 名簿情報の作成・管理方法

名簿情報は、災害時要援護者支援システムにより作成し、適正に管理します。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を市役所内で保管しています。



図 13 江戸川台西自治会・支え合いネットワーク

- 孤立死防止や災害時の支援のため、身近な区域ごとに、支援チーム(役員・ボランティア)が連携して見守りを行っています。
- 更新された名簿をもとに、最新の課題や活動状況を共有しています。
- 民生委員・児童委員、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、消防、警察、市役所とも連携しています。

2 本人同意の意向確認

3 本人同意の取得

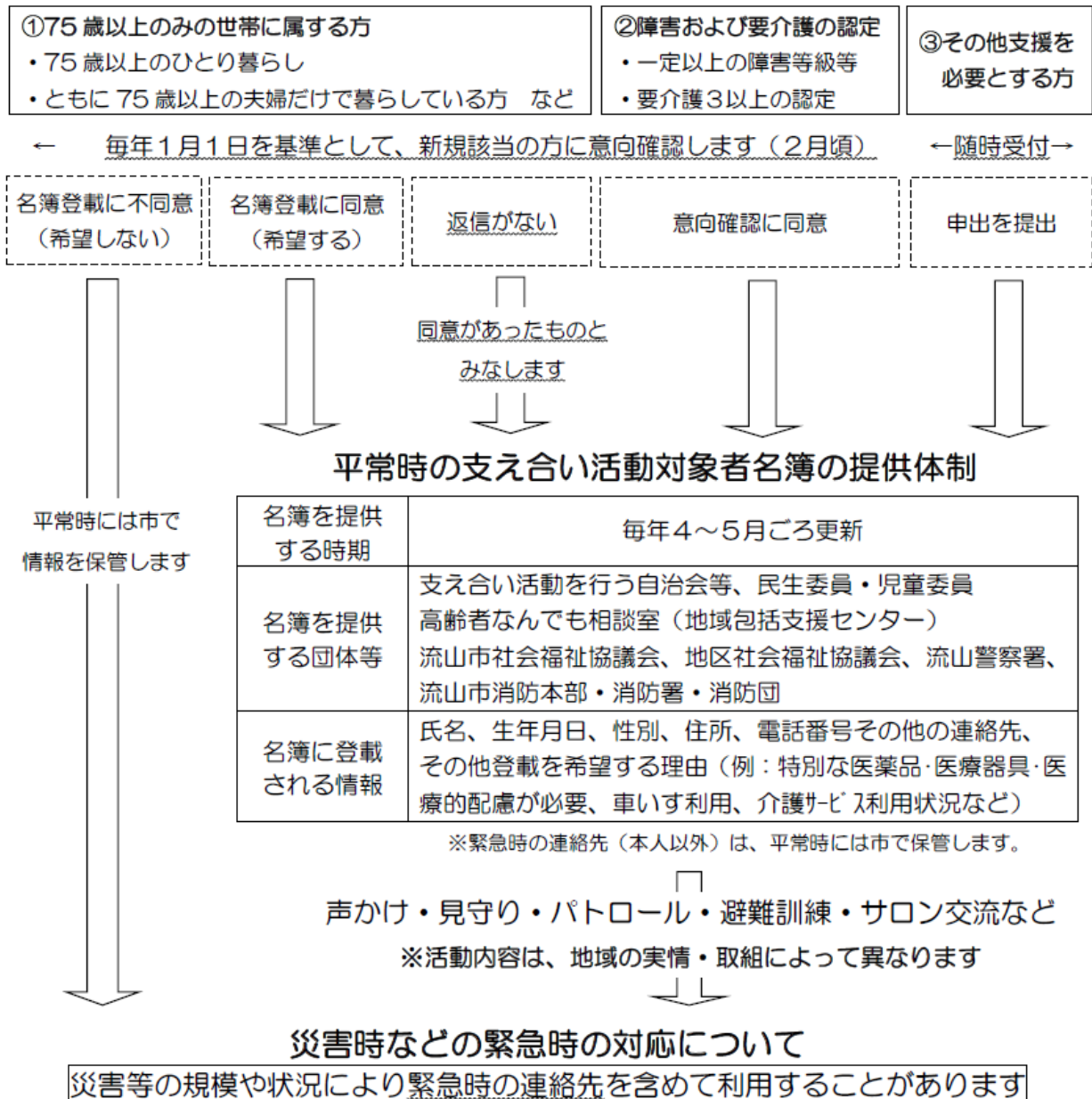
(1) 本人同意の意向確認方法

避難行動要支援者名簿《支え合い活動対象者名簿》は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。そのため、本人（家族）の同意を得たうえで、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することが求められています。

流山市では、災害対策基本法及び地域支え合い活動推進条例に基づき、支え合い活動対象者名簿の要件①②③において、下記の意向確認の方法により本人同意を取得します。

なお、本人（家族）の同意が得られない場合は、平常時においては名簿情報は避難支援等関係者へ提供しません。

図 14 本人同意の意向確認方法（要件別）



第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

要件① 75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方

意向確認の通知を送付し、本人からの不同意の申出がされた方を除いて、避難行動要支援者名簿に登載し、地域の避難支援等関係者へ提供します。

※地域支え合い活動推進条例により、避難支援等を実効性のあるものとする観点から、本人から不同意の申出が提出されない場合は同意があったものと見なします。

意向確認通知に対する意思表示		避難行動要支援者名簿情報の提供方法・活用方法
名簿登載に不同意 (希望しない) ⇒	不同意の申出が された場合	【平常時】 市でのみ情報を保管します。 【緊急時】 本人の同意なく利用することがあります。
名簿登載に同意 (希望する) ⇒	積極的に登録するため 緊急時の連絡先などの 情報提供がされた場合	【平常時】 避難支援等関係者に名簿情報を提供します。 ※緊急時の連絡先を除く。 【緊急時】 緊急時の連絡先を含めて利用することがあります。
返信がない ⇒	上記の返信がない場合 同意があったものと みなします	【平常時】 避難支援等関係者に名簿情報を提供します。 【緊急時】 平常時と同様に利用することがあります。

要件② 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方

意向確認の通知を送付し、本人からの同意の申出があった方について、避難行動要支援者名簿に登載し、地域の避難支援等関係者へ提供します。

意向確認通知に対する意思表示		避難行動要支援者名簿情報の提供方法・活用方法
意向確認に同意 ⇒	積極的に登録するため 緊急時の連絡先などの 情報提供がされた場合	【平常時】 避難支援等関係者に名簿情報を提供します。 ※緊急時の連絡先を除く。 【緊急時】 緊急時の連絡先を含めて利用します。
※意向確認に 同意しない ⇒	意向確認通知に対して 返信がない場合	【平常時】 市でのみ情報を保管します。 【緊急時】 本人の同意なく利用することがあります。

要件③ その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方

要件①、②に該当せず、自ら登載を希望する方から申出があった場合に、避難行動要支援者名簿に登載し、地域の避難支援等関係者へ提供します。申出は随時可能です。

意向確認通知に対する意思表示	避難行動要支援者名簿情報の提供方法・活用方法
随時の申出を受け付けているため、 意向確認通知は送付しません。	【平常時】 避難支援等関係者に名簿情報を提供します。 ※緊急時の連絡先を除く。 【緊急時】 緊急時の連絡先を含めて利用します。

(2) 本人の意思を十分に表せない方への対応

重度の認知症や障害等または未成年であることにより、個人情報取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、本人の同意があったものとしてみなします。

(3) 緊急時の情報提供・不同意者の対応

避難行動要支援者名簿《支え合い活動対象者名簿》は、本人から同意を得た方のみ、平常時から避難支援等関係者に提供します。（緊急時の連絡先は市でのみ保管します。）

また、不同意者（意向確認での不同意申出の方、同意しなかった方）については、平常時には市でのみ管理します。

ただし、災害が発生した場合で、生命又は身体を保護するために必要があるときは、避難支援等関係者等に対し、本人の同意を得ずにこれらの名簿情報を提供することが可能となっています。（地域防災計画、地域支え合い活動推進条例による。）

地域支え合い活動における地域福祉の観点からの対応

災害発生時に限らず、生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断された時には、不同意者の情報を活用することがあります。

また、名簿の提供を受けた自治会等において、本人の同意なく外部への情報提供は禁止されていますが、同様の緊急時の対応の場合には、外部機関へ提供・通報・相談することができます。その事象や事例は、個人情報保護法における目的外利用・第三者提供の可能な類型等を参照して判断します。

個人情報保護法における目的外利用・第三者提供の可能な類型

本人の同意がある場合
● 目的外利用・第三者提供に、本人が同意がしたとき。
法令に基づく場合
● 警察等の捜査
● 高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報
生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合
● 急病等により、救急（119番）や警察（110番）へ通報、病院に血液型を伝えるなど。
公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のため、特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
● 感染症予防のための調査に応じるなど。
● 児童虐待に関する情報を支援関係者で共有する。

虐待が疑われる場合には

高齢者、児童、障害者など全ての方に係る虐待を発見した場合には、市や関係機関に通報しなければなりません。

通報した方の個人情報は守られます（匿名でも可能）ので、少しでも異変を感じた時は隠せず通報してください。



4 避難行動要支援者の取組みに関する個人情報の配慮

5 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 避難支援等関係者の範囲

災害対策基本法では、地域に根差した幅広い団体のうち、要支援者の安否確認や避難支援を担う機関等を避難支援等関係者と呼び、平常時から避難行動要支援者名簿を提供するよう示しています。

同法では、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員（※）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を例示しています。※児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員を兼ねています。

流山市の地域支え合い活動では、災害対策基本法における上記の例示に加え、地域での避難支援の中心となる自治会（マンション管理組合等を含む）、高齢者福祉の総合相談を担う高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、地域福祉の向上を目的とした地区社会福祉協議会を加えています。

平常時に情報を提供する機関等	名簿提供条件	提供する情報の範囲
(ア) 自治会等	申出が必要	管理・担当・管轄している地域のみ
(イ) 民生委員・児童委員	—	
(ウ) 高齢者なんでも相談室 （地域包括支援センター）	—	
(エ) 市社会福祉協議会	—	すべて
(オ) 地区社会福祉協議会	申出が必要	管理・担当・管轄している地域のみ
(カ) 警察署	—	すべて
(キ) 消防本部、消防署及び消防団	—	
(ク) その他市長が支援を必要すると認めた者に対して支え合い活動を行う者	申出が必要	管理・担当・管轄している地域のみ

(2) 市における個人情報への配慮事項

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理が図られるよう、市では下記の事項の取組みを中心に行います。また、市では、適正な管理や支え合い活動の推進につながるよう、支え合い活動の手引きを作成しています。

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、無用に共有・利用されないよう避難支援等関係者が担当する地域に限定した名簿のみ提供します。
- 自治会や社会福祉協議会等においては、個人情報への理解を求め、協定を締結した後、避難行動要支援者名簿を共有します。
- 提供後には、守秘義務の遵守、施錠可能な場所への保管、複製の禁止などの適正な名簿の管理を依頼します。
- 名簿情報の更新の際には、取扱・活動状況の報告を受け、その取組みを共有します。

(3) 自治会・地区社会福祉協議会における個人情報への配慮

要支援者名簿は自治会等においては、地域での活動を行ううえで不可欠ですが、貴重な個人情報であるため、名簿を提供する際には丁寧な管理と利用をお願いしています。

Step1. 個人情報への配慮に関する協定の締結

市は個人情報保護に関する説明を行ったうえで、「支え合い活動対象者名簿の取扱いに関する協定書」を自治会等との間で締結します。協定では、個人情報の漏えいを防止するため、適切に管理すること、目的外に使用しないこと、複製しないこと、外部に提供しないことなど、個人情報を適正に管理するための遵守事項を定めています。

Step2. 要支援者名簿の提供と自治会等における保管

自治会等は名簿を受領する際、名簿管理者を定め、「支え合い活動対象者名簿管理者届」を提出することとします。なお、名簿管理者は、原則として自治会等の代表者や役員とします。名簿管理者に変更があった場合及び名簿管理者の住所等に変更があった場合も、同様に届け出るものとします。

名簿管理者は、紙媒体で提供された名簿を適正に管理します。複数の人が出入りする自治会館等で保管する際には、施錠できる書庫などで要支援者名簿を保管します。

Step3. 活動報告と更新した名簿の提供

市が更新した名簿を受領する際には、前年度の活動報告を提出します。古い名簿は、新しい名簿の提供と引き換えに返還します。



☒ 15 地域支え合い活動の手引き
(平成30年3月第1版)

6 災害発生に備えた平常時からの取組み

7 災害発生時の取組み

(1) 地域及び市における避難支援体制

	平常時	災害発生時
避難行動要支援者 本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 必要な備えや避難方法、避難施設での生活等について確認・記録しておく ✚ 地域・ご近所との関係性を日ごろから築いておく 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 気象情報・警報等の情報を収集する ✚ 早めに避難する ✚ 状況を踏まえて、地域・ご近所に支援を依頼する
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・地区社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 日頃の支え合い・声かけ ✚ 地域の避難支援体制づくり ✚ 個別避難支援計画の作成 ✚ 地域全体で防災・福祉活動を推進する環境づくり ✚ 避難訓練の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 情報の収集および伝達 ✚ 安否確認 ✚ 避難誘導 ✚ 救援物資の配布
関係機関等 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・高齢者なんでも相談室 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 地域による避難支援体制づくりへの支援 ✚ 特に配慮を要する方への見守り・声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 避難所での安否確認、健康状態の確認（在宅避難者含む） ✚ 専門機関・援助機関への橋渡し
関係機関等 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 地域による避難支援体制づくりへの支援 ✚ 地域のボランティア養成 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 災害ボランティアセンターの運営 ✚ 外部の援助機関との調整
市	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 避難行動要支援者情報の収集提供 ✚ 避難支援のための計画管理 ✚ 支え合い活動対象者名簿の作成 ✚ 支え合い活動の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 避難のための情報伝達 ✚ 避難行動要支援者を中心とした安否確認 ✚ 避難所での生活に支障のある方の受入のための福祉避難所の調整 ✚ 外部の援助機関との調整

地域での活動について

- 災害発生時には、何よりもまず、ご自身と家族の身の安全を優先に！
- 自治会等における取組みは、地域の「支え合い」の中で、できる範囲で行ってもらうものです。支援活動は、法的な責任や義務を伴うものではありません。
- 自治会等が行う活動については、地域の実情に応じて自主的に行われるものであるため、各自治会等によって違いがあります。

(2) 地域における避難支援プランの作成

避難支援プランは、災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うために、一人ひとりの避難行動要支援者に、支援に必要な情報を聞き取り記録しておくものです。

作成にあたっては、自治会等の地域の避難支援等関係者が中心となって、本人や家族との話し合いや聞き取りによって作成してください。聞き取りが難しい場合には、支援カードを手渡し、自ら記入してもらったことが大切です。

<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 家族の状況	<input type="checkbox"/> 緊急時の連絡先
<input type="checkbox"/> 必要な手助け	<input type="checkbox"/> 支援者の希望	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品・医療行為
<input type="checkbox"/> 情報の伝達方法	など	

流山市災害時あんしんシート・救急情報セットの活用

自治会等で独自の取組みを行ったり、シートを作成しなくても済むよう、市では災害時安心シートや救急情報セットを用意し無料配布しています。万が一に備えて記入しておくことで、災害時だけでなく、急病やケガで倒れた時に、救急隊員や地域の支援者が必要な医療情報を知ることによって、迅速・的確な救命活動につながります。

**流山市災害時あんしんシート
(記入例)**

2016年3月1日現在

フリガナ がいのや タロウ
氏名 流山 太郎 性別 男・女 けつちがた 血液型

生年月日 あき 平 19年 6月 3日

住所 千葉県流山市〇〇〇〇

自宅電話番号 04-XXXX-XXXX 携帯電話番号 090-XXXX-XXXX

持病	ぜんそく、高血圧
服用しているお薬	〇〇〇〇
※かかりつけの病院	〇〇病院 <small>※おおむね1年以内に受診歴がある病院</small>
診療科/担当医師	内科/流山 次郎
所在地/電話番号	流山市〇〇〇〇/04-XXXX-XXXX

過去に入院歴のある病気/ケガと病院	虫垂炎
-------------------	-----

【自宅以外の緊急連絡先】

氏名	電話番号	関係
流山 花子	090-XXXX-XXXX	妻

図 16 流山市災害時
あんしんシート

(このシートは救急隊等が確認するためのものです)

第2章 避難行動要支援者名簿の作成・活用

図 17 救急情報セットの概要・イメージ

「避難支援プラン」をつくるのが大変…そんなときは

- 流山市で配布している救急情報セットをご活用ください
- 緊急呼子笛もお配りしています
- 記入したシートは、専用筒に入れ冷蔵庫で保管してください
- 玄関内側にシールを貼り、救急隊員や地域の支援者等に冷蔵庫で保管していることを知らせてください



第1号様式(第2条関係) 記入例

+ 救急情報カード +

記入日 平成 24 年 4 月 15 日

ご本人の基本情報

氏名	ふりがな ながれやま たろう	性別	男・女	生年月日	明大	11年 1月 1日
	流山 太郎		男		大	
住所	流山市 平和台1-1-1			電話番号	7158-111	
				血液型	A・B・O・AB	

緊急連絡先 ※お子様やご兄弟様など、なるべく血縁関係の近いご親族を記入ください。

①	氏名	ふりがな ながれやま いちろう	続柄	長男	電話	03-3255-0000
		流山 一郎				
②	氏名	ふりがな やくしょ はなこ	続柄	二女	電話	090-2591-0000
		役所 花子				

治療中及び過去の病気について

治療中及び過去の病気名	手術の有無及び時期	かかりつけの病院及び主治医名	電話番号
現在・過去 狭心症	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 平成10年10月頃	〇〇病院 〇〇先生	7150-0000
現在・過去 高血圧	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 年 月 頃	〇〇病院 〇〇先生	7158-0000
現在・過去	有 無 年 月 頃	病院 先生	-

現在飲んでいる薬 ※薬局から渡される「薬剤情報提供書(コピー)」を容器に入れてください。

担当民生委員・児童委員	該当自治会
氏名 民生 三郎	自治会名 〇〇 自治会
電話 7158-0000	

※：上記の記載内容は、その目的の範囲内で、救急隊、医療機関等にお知らせします。
 ※：記載内容に変更が生じた場合は、再度情報カードを交付しますので下記までご連絡ください。

問合せ先
 270-0192
 流山市平和台1-1-1
 流山市役所 健康福祉部
 高齢者生きがい推進課 生きがい推進係 電話 04-7150-6080 (直通)
 障害者支援課 障害福祉係 電話 04-7150-6081 (直通)

救急情報セット

急病やケガで倒れて、本人の意識が無い場合でも、必要な医療情報を知ることによって、迅速・的確に救急・医療活動を行えるように備えるものです。

「救急情報セット配布申請書」を高年齢生きがい推進課、障害者支援課及び市内各出張所へ提出してください。

・保管容器
 ・救急情報カード 3点を無料配布
 ・保管者ステッカー

救急情報カードに必要な事項を記入ください。

保管者ステッカーを玄関扉の内側の右上にはってください。

保管容器に記入した救急医療情報カードを入れ、冷蔵庫の扉部分で保管ください。

(3) 避難誘導

災害発生時及び災害が発生するおそれが生じたため、避難勧告等を発令した場合、市は安全な地域への避難誘導を行います。この際、特に避難支援を要する避難行動要支援者には、市と自治会等（自主防災組織）が連携して避難誘導を行うものとします。

なお、地震の際に倒壊のおそれのある場所や浸水が予想される危険な箇所を避ける、安全確保のために設備機材を活用するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

避難行動要支援者の避難誘導に際した留意事項（地域防災計画第2章第12節）

- ア. 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- イ. 危険な場所には、標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ. 浸水地に当たっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- エ. 状況により老幼病者又は、歩行困難者は車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- オ. 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- カ. 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。
- キ. 避難行動要支援者の状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

避難誘導に関する避難順位では、移動若しくは歩行困難な者を優先して行います。

- ア. 介護を要する高齢者及び障害者
- イ. 病弱者
- ウ. 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ. 高齢者・障害者
- オ. 児童生徒

(4) 地域の安否確認体制・支え合いの体制

災害発生時に、被害を最小限にとどめるには、支援を必要としている地域住民の安否をより早く、正確に確認することが重要です。特に、避難行動要支援者は自ら避難するなどの行動をとることが困難であるため、その安否を早期に把握してもらう必要があります。

自治会等の状況により、個別避難支援プランの作成の作成が困難な場合でも、いざという時に安否確認を行う体制を構築し、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

災害時の安否確認・支え合いの体制づくり

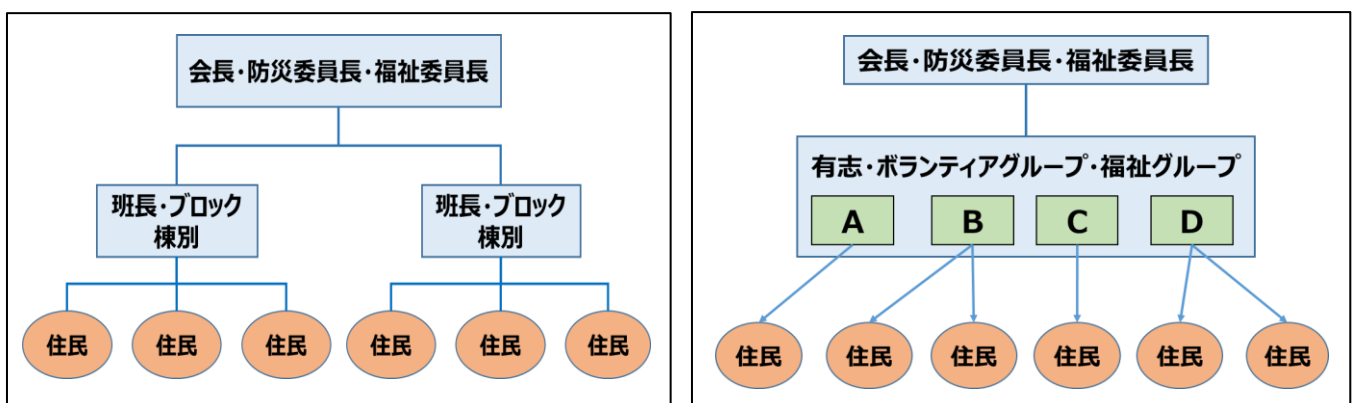
地域での安否確認や支え合いの体制づくりは、自治会の代表者や役員等が主体となって行われる方法があります。しかしながら、少ない人数で多くの世帯を見守ったり、安否確認を行うことは、多くの時間がかかります。

そのため、自治会内をいくつかのブロックに分ける、見守りグループを構築する、安否確認のマグネットを作成するなどの工夫をお願いします。※複数の方が活動に参加される際には、参加者への記録の引継や管理方法など、個人情報の取扱いについて十分に注意してください。

支援のパターン① 見守り担当者を決めて支援

1人の要支援者に対して、支援担当者を決めて支援します。福祉グループやボランティアグループが役割を担ったり、自治会等を小さな区域（戸建住宅の班や集合住宅の棟）に分けて班長等が区域内を回るなどの対応を行います。

図 18 見守り担当者を決めた支援のイメージ

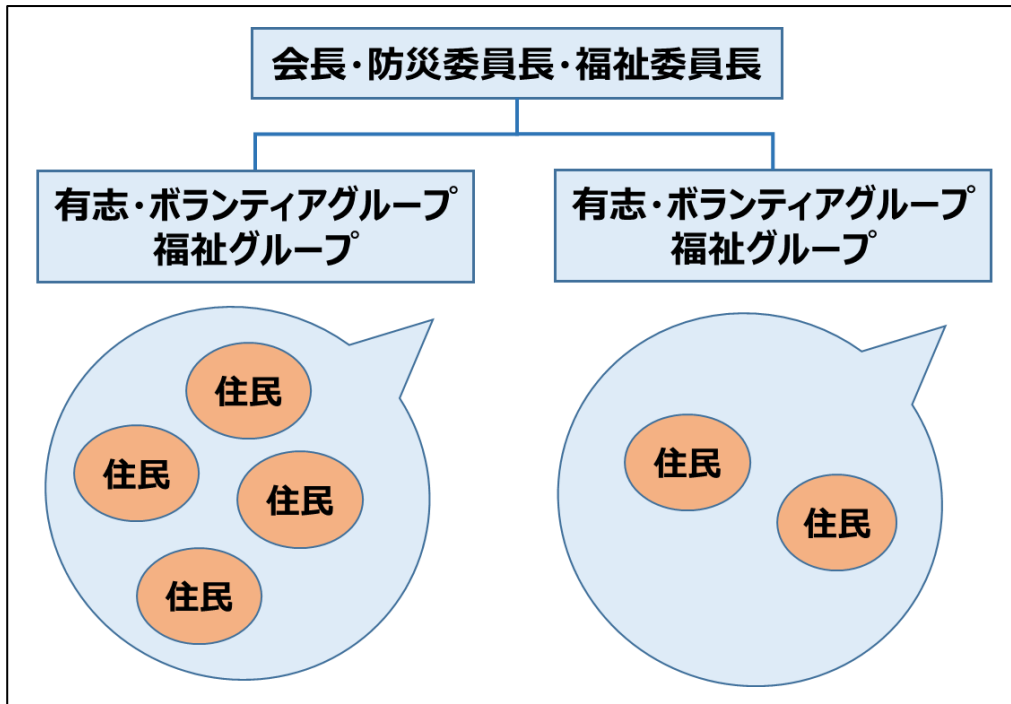


支援のパターン② 見守りグループがチームで支援

支援者も災害に巻き込まれる可能性があり、外出して不在の事もあります。そのため、1名の要支援者に対して複数の見守り者がチームで支援します。

あまりに広範囲のグループに広げると、担当が分かりにくかったり、個人情報 unnecessaryな範囲にまで広く共有することになるので、ブロックや班など、自治会内の区域を分けて対応するなどの工夫をお願いします。

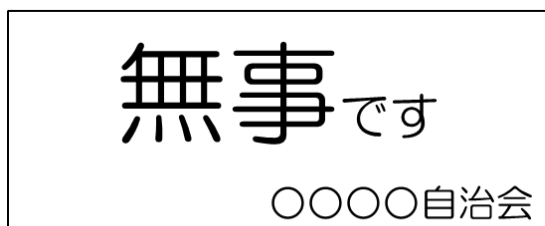
図 19 見守りのグループによる支援のイメージ



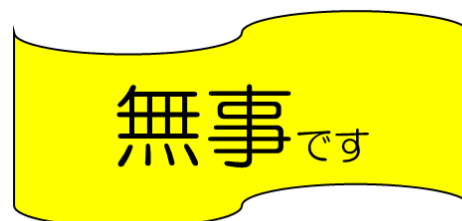
安否確認の工夫 無事ですマグネット、ハンカチの活用

災害が実際に発生した際には、被害の状況によっては、要支援者宅を訪問して様子をうかがうことは大変な時間を要する可能性があります。そこで、あらかじめ避難状況や安否を一目で確認できるように、安否を表示するマグネットシートやハンカチを活用する方法があります。活動する支援者は、マグネットシートが貼られていない・ハンカチを出していない世帯のみ確認することで時間を大幅に短縮することができます。

図 20 安否確認の工夫



安否確認用マグネットシート



外部から目立つ色付きのハンカチ

(5) 避難施設での対応

避難施設においては、避難行動要支援者の避難状況に応じて、医薬品の配備、特別なニーズに沿った食品など、様々な対応が必要となります。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの把握・管理が重要となります。避難行動要支援者に必要な配慮や対応が図られるよう、地域の中での安否確認や避難施設での生活状況を、市、関係機関、援助機関に適切に伝達することが大切です。

(6) 市における取組み（情報伝達・情報収集・福祉避難所）

ア. 避難勧告等の情報伝達（流山市地域防災計画 第3章第5節）

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、市は下表のとおり避難勧告等を発令することとしています。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達します。

区分	発令時の状況	住民がとるべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報に注意を払い、避難が必要かどうか考える。 ○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難を開始する（避難支援等関係者は支援行動を開始する。）
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難する
避難指示（緊急）	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の場合は、直ちに完了させる。 ○ 未だに避難していない住民は、直ちに避難行動に移るか、その暇がない場合は屋内での退避等、生命を守るための安全を確保する。

イ. 避難勧告等の情報伝達方法（流山市地域防災計画 第3章第5節）

避難勧告・避難指示（緊急）の発令にあたっては、当該地域の住民に対してその内容を周知します。要配慮者や避難行動要支援者は、情報を適切に受け取ることや、情報に基づいて判断したり行動することが困難な場合があります。

また、大規模な災害発生の際には、個人の通信手段が使用できなくなる可能性が高くなります。そのため、下記の複数の手段や FM ラジオ等の活用により、要支援者本人はもちろん避難支援等関係者にも伝わるよう取組みを進めていきます。

- 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。
- 消防機関、警察等を通じて周知する。
- 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。
- 自主防災組織等において、率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。
- 避難行動要支援者等やその緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）を行う。
- ホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッター、Facebook による対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。
- 土砂災害に係る避難勧告等の発令や解除の伝達手段については、電話、直接訪問、広報車、安心メール、ツイッター、Facebook、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域の住民に対し伝達する。

ウ. 安否確認の情報収集（流山市地域防災計画 第3章第5節ほか）

安否確認情報を含めた情報収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めます。また、市民から被害状況等の情報を受け付けるため、専用アドレスを設け、市のホームページに掲載します。

避難行動要支援者については、自治会等の地域の避難支援等関係者、流山市社会福祉協議会などの福祉関連団体、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が、自らが所有する名簿情報（要支援者情報）に基づき、状況に応じた安否確認が行われます。個々の活動から得られた安否確認の情報は、市役所健康福祉部を中心とした避難誘導救援班が収集・集約し、対応の検討や外部支援の要請などにつなげていきます。

また、自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災すること、ライフラインの供給が止まるなどの場合が考えられます。そのため、避難所での安否確認だけでなく、在宅避難者の安否確認についても適切に対応するものとします。

エ. 避難行動要支援者連絡会議（流山市地域防災計画 第2章第12節）

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、避難支援業務を的確に実施していきます。横断的な取組みとして、防災部局や保健関係部局、地域づくり担当部局、消防部局等も参加し、地域全体の課題を把握していきます。

取組みの内容については、地域の避難支援等関係者とも共有を図ることが重要であるため、地域の関係団体、関係機関、市民の代表から構成された、福祉施策審議会等において適宜その取組み内容を報告します。

才. 福祉避難所（流山市地域防災計画 第2章第12節）

通常、災害により被害を受け、自分の家に居住できなくなった場合、小中学校等の避難施設で一定の期間生活を送ることになります。しかし、避難行動要支援者の中でも、特に介護が必要な高齢者や障害者など、小中学校等の一般の避難施設では生活を送ることが困難な方がいます。

福祉避難所の確保-社会福祉施設との日頃からの協定-

市では、バリアフリー化されている等要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的な用意である施設を「福祉避難所」として指定しています。福祉避難所は、流山市地域福祉センター（ケアセンター・平和台2-1-2）をはじめ、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等と協定を締結して、福祉避難所を確保しています。また、通信連絡手段の確保や車いす・簡易ベッド等の必要な防災用品の備蓄についても連携を図っていきます。

災害発生時の対応

避難行動要支援者の状況に応じて、一般の避難施設から福祉避難所への移動や受入れ可能な福祉施設等への連絡調整を行い、誘導又は搬送を行います。また、福祉避難所により中軽度の支援ではなく、より手厚い介護サービス等が必要な場合には、福祉施設への緊急入所を進めます。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を利用することを予定しています。

第3章 災害時に備えた活動

(1) 地域や関係機関との連携

災害発生に備えて、市は地域の避難支援等関係者や福祉関係者と協働し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を連携して行うことを目指します。

自治会（自主防災組織）

協定を締結した自治会（自主防災組織含む）等に要支援者名簿を提供し、災害時に備えて、平常時からの見守り活動など、地域における共助の取組みを広げていきます。また、市は自助の啓発や共助の体制づくりの支援について取り組み、災害時の自助・共助・公助の連携を図ります。

市では、より多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員・児童委員や関係機関と連携して、地域支え合い活動の普及啓発に努めていきます。また、協定締結後も地域支え合い活動の定着が図られるよう、活動を開始した自治会との情報交換・活動事例の提供を通して、継続的な活動への取組をサポートしていきます。

流山市社会福祉協議会・災害ボランティアセンター

流山市社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、自治会、民生委員・児童委員と連携して、地域の福祉活動を進めています。支え合い活動もその活動の一環として連携して活動しています。

また、災害発生時には、流山市社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターを開設します。災害発生時には、全国から多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想されるため、ボランティア活動が円滑に行われるようにコーディネート（適正な配置）をする機関として、効率的に機能できるように普段からの訓練やボランティアの養成講座を実施しています。この機関の体制強化を図るとともに、市、社会福祉協議会が互いに連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう取組みます。

図 20 流山市社会福祉協議会で行われている災害ボランティアの養成講座



高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）／民生委員・児童委員

要配慮者に該当する方については、平常時から福祉ニーズを抱える人が多くなっています。普段からこうした方と接したり、見守りを実施している高齢者なんでも相談室や民生委員・児童委員との連携が重要です。特に、在宅医療や特別な医療行為を必要とする方などについて共有を図り、災害時の支援方法を検討していきます。

また、災害時には状況に応じて安否確認の役割を果たし、関係機関との橋渡しとなることから、災害発生時の連絡体制や連携体制についても検討していきます。

ケアマネジャー

ケアマネジャーは、通所サービスを利用したり、在宅で医療・看護・介護サービスを受けながら生活する要配慮者にとって大きな役割を担っています。そのため、平常時から、ケアマネジャーは地域の防災情報、避難所生活での配慮事項、電源を必要とする利用者の停電時の対応等について検討を行い、市は高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）とともに必要な範囲で地域支え合い活動と連携させていきます。

避難施設での避難生活においても、特に配慮を必要とする方や状態が悪化した方について、担当するケアマネジャーからの要請・相談を受け、福祉避難所への誘導や緊急入所につなげることが考えられるため、災害時の支援方法についても共有を図っていきます。

また、介護サービスを利用することで、地域の関係者（自治会長や民生委員・児童委員）との関係性が途切れてしまうこともあるため、地域との連携・情報共有を促していきます。

図 21 地域包括ケアシステムの一環として行われた HUG（避難所運営ゲーム）



高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、自治会関係者、民生委員・児童委員、ケアマネジャーが参加して行われました。

当事者団体

要配慮者やその家族における、自助意識の向上や地域支え合い活動の理解については、当事者団体の中での普及啓発も重要です。また、当事者団体における助け合い・支え合いも大きな役割を果たすことが想定されます。そのため、市は普段から当事者団体と連携して、地域支え合い活動を推進していくこととします。

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、名簿情報の事前提供への不同意者についても当事者団体等の民間団体へ提供することができます。災害時の人的確保が難しい状況では、当事者団体の人員・ネットワークは早期の安否確認、避難支援において大きな役割を果たすことが考えられるため、平常時から情報共有を図っていきます。

福祉施設等（福祉避難所）

一般施設での避難生活が難しい要配慮者は、福祉避難所に誘導することになります。流山市では、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設と事前に協定を結び、福祉避難所として活用することになっています。そのため、より多くの福祉施設と連携・協定により福祉避難所を確保し、通信連絡手段の確保や車いす・簡易ベッド等の必要な防災用品の備蓄についても連携を図っていきます。

また、災害発生前から利用している入所者を含めて、災害時における入所者の安全性確保のためには、各施設での平常時からの取組みが必要なことから、BCP（業務継続計画）や福祉避難所運営マニュアルの作成等についても連携して行います。

民間企業等

本市では、災害発生時における情報収集や被災者等の搬送に関して、運送会社やタクシー協会等の民間企業と協定を締結していきます。災害発生時に円滑に機能するよう、平常時には、見守りネットワークとして、認知症による徘徊高齢者の搜索協力や在宅時の急病・ケガの早期発見など、日頃から連携を深めています。

(2) 普及啓発

地域の防災力の強化や、避難行動要支援者が日常の生活を安心して送るためには、地域住民の方々の連携、支え合いの体制づくりが不可欠です。体制づくりの一つとして、災害への心構えと防災の備えが大切です。避難行動要支援者本人はもちろん、より多くの地域住民への普及啓発を通じて、地域の防災力を高めていきます。

1. 地域住民の防災意識の啓発・支え合い活動の推進

市は、地域住民に対して、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に当たって配慮すべき事項等の防災に関する知識について理解を深めるとともに、協働の考え方から行政と地域が協力して防災体制を強化・充実することについての普及啓発を図ります。

また、地域支え合い活動の推進においても、外部講師による講演会の実施や「地域支え合い活動の手引き」を活用した事例の共有など、積極的な普及啓発に努めます。

2. 地域における防災訓練等の実施

地域においては、地域住民や避難行動要支援者本人の防災意識を高めていくため、自治会（自主防災組織）等の活動等により、平常時から地域住民の防災意識を啓発していくことが重要です。

また、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行われるためにも、地域で実施する防災訓練において、避難行動要支援者の視点を取り入れた訓練の実施、避難行動要支援者本人が参加する訓練・講習会等の実施が有効です。

3. 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

災害発生時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りからの支援だけでなく、避難行動要支援者本人やその家族等が日頃から災害への備えを行うとともに、近隣の方と気軽に声をかけあえる関係を築いておくことが重要です。

また、大規模な災害が発生した場合には、地域の避難支援等関係者はもちろん近隣すべてが被災者であるため、必要な備えや避難方法、さらに避難施設での生活等について日頃から話しあっておくことが必要です。

図 22 平成 29 年度に実施した地域支え合い活動講演会「災害時に生きる地域支え合いのチカラ」



4. ヘルプマーク・ヘルプカードによる障害者への配慮

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようヘルプマーク、ヘルプカードを配布しています。

災害時には、視覚障害者や聴覚障害者等で状況把握が難しい方、肢体不自由者等で自力での迅速な避難が困難な方、人が大勢いる避難場所等で強いストレスを感じる方など、配慮が必要な方がいます。ヘルプマークやヘルプカードを見かけた際には、適切な支援や見守りにご協力をお願い致します。

※ヘルプマーク・ヘルプカードは市役所障害者支援課（TEL:04-7150-6081）で配布しています。

図 23 ヘルプマーク（左）・ヘルプカード（右）のイメージ

見かけた時の支援や手助けのポイント



こんな手助けをお願いします!!

○電車やバスの中で席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

○駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降等の動作が困難な方がいます。

○災害時は、安全に避難するための支援や避難場所での声かけ等の支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方、人が大勢いる避難場所等で強いストレスを感じる方がいます。

※ 千葉県 HP「ヘルプカードの配布について」から引用

資料編

■ 様式集

要件①の意向確認通知（表面・平成29年度時点）

流 社 第 号
平 成 年 月 日

様

流山市長 井 崎 義 治

流山市支え合い活動・対象者名簿への登載意向確認通知書

流山市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる支え合いの地域社会づくりを進めています。

本通知は、平成 年1月1日を基準として、新たに75歳以上のみの世帯に該当された方に送付しています。『支え合い活動対象者名簿』にあなたの情報（氏名・生年月日・住所・連絡先など）を登載し、支え合い活動を行う自治会等に提供することについて、ご意向をお聞かせください。

支え合い活動・対象者名簿について

自治会等の団体を中心に地域の方などが、「少しずつ」「できることを」「できる範囲で」行う、日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動です。

市では、支援を必要とする方のうち同意が得られた方について、『支え合い活動対象者名簿』に情報を登載し、あらかじめ自治会等の活動団体に提供しています。

※自治会等が行う活動は、地域の実情に応じて自主的に行われるため、各自治会等により異なります。

意向確認の手続き<<①・②のどちらかを 月 日までに提出してください>>

①名簿への登載に不同意（希望しない）⇒ 対象者名簿登載不同意申出書 水色の用紙

あなたの情報は名簿に登載されず、団体等に提供されません。

（緊急時の連絡先を含めて、災害などの緊急時対応等で市が利用することがあります。）

②名簿への登載に同意（希望する）⇒ 支え合い活動対象者情報調査票 桃色の用紙

あなたの情報を名簿に登載し、団体等に提供します。

特別な医療ケアが必要など、その他登載を希望する事項があれば、記入してください。

（緊急時の連絡先を含めて、災害などの緊急時対応等で市が利用することがあります。）

※どちらも返信がない場合

同意があったものと見なして、あなたの情報を名簿に登載し、団体等に提供します。

要件①の意向確認通知（裏面・平成 29 年度時点）

この通知をお送りした方

平成 年 1 月 1 日現在を基準日として

新たに、75 歳以上のみの世帯（75 歳以上のひとり暮らしや、ともに 75 歳以上となったご夫婦だけで暮らしている方など）に、該当された方です。

①名簿への登載に不同意
（希望しない）②名簿への登載に同意
（希望する）

※返信がない場合

対象者名簿登載不同意申出書

支え合い活動対象者情報調査票

水色の用紙

桃色の用紙

同意があったものと
みなします平常時には市で
情報を保管します

平常時の支え合い活動対象者名簿の提供体制

名簿を提供する時期	平成 年 4 月 1 日から
名簿を提供する団体等	居住する地域で支え合い活動を行う自治会等 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、 流山市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、流山警察署、 流山市消防本部・消防署・消防団
名簿に登載される情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、 その他登載を希望する理由（例：特別な医薬品・医療器具・医 療的配慮が必要、車いす利用、介護サービス利用状況など）

※緊急時の連絡先（本人以外）は、平常時には市で保管します。

声かけ・見守り・パトロール・避難訓練・サロン交流など

※活動内容は、地域の実情によって自治会ごとに異なります

災害時などの緊急時の対応について

災害等の規模や状況により緊急時の連絡先を含めて利用することがあります

個人情報の取扱い・支え合い活動等について

- ・名簿の作成、提供や活動等は、災害対策基本法及び流山市地域支え合い活動推進条例に基づき行っています。
- ・名簿の提供を受けた団体等は、地域で「支え合い活動」を行うために名簿を利用します。
- ・団体等が提供された情報を当該目的以外で使用することは、条例で禁じられています。
- ・市と団体等は、あらかじめ個人情報の取扱いに関する協定を締結し、名簿は適切に管理されます。
- ・地域の方などからの支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、活動に携わる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

要件①の意向確認通知

※名簿登載に同意の場合に提出（名簿登載を希望する）

支え合い活動対象者情報調査票

この調査票は、市が団体等に提供する「支え合い活動対象者名簿」に登載する情報（あなたの連絡先等）や市が緊急時の対応等に活用するための情報（親族等の緊急時連絡先）を収集するためにご協力をお願いするものです。名簿への登載を希望する方は、お手数ですが、下記に連絡先等の情報をご記入の上、同封の返信用封筒でご返信ください。

記入年月日：平成 年 月 日

1 対象者（本人）

※対象者本人の情報を記載してください。

フリガナ				性別	男・女
氏名				別	
生年月日	暁・烜・暁・穉	年	月	日	
住所	流山市				
連絡先	電話番号	-	-	携帯電話番号	-
	FAX 番号	-	-	メールアドレス	@
その他登載希望事項					

2 緊急時の連絡先（本人以外）

※本人以外の緊急時の連絡先を記載してください。

緊急時連絡先①	フリガナ				本人との関係	本人から見て
	氏名				関	係
	住所					
	連絡先	電話番号	-	-	携帯電話番号	-
		FAX 番号	-	-	メールアドレス	@
緊急時連絡先②	フリガナ				本人との関係	本人から見て
	氏名				関	係
	住所					
	連絡先	電話番号	-	-	携帯電話番号	-
		FAX 番号	-	-	メールアドレス	@

※太枠の欄に記載していただいた情報（本人の連絡先等）は、流山市支え合い活動対象者名簿に登載し、支え合い活動を行う団体等に提供します。太枠以外の欄に記載していただいた情報（本人以外の緊急時連絡先）は、市が緊急時の対応等に活用することを目的に収集するもので、名簿には登載しません。

要件①の意向確認通知（平成29年度時点）

※名簿登載に不同意の場合に提出（名簿登載を希望しない）

支え合い活動・対象者名簿登載不同意申出書

（宛先）流山市長

私は、流山市地域支え合い活動推進条例第10条の規定により、支え合い活動を行う団体等に対して提供される流山市支え合い活動対象者名簿に登載されることには不同意です。

平成 年 月 日

1 不同意申出者（本人の情報を記載してください ※必須）

※フリガナ				性別	男・女
※氏名					
※生年月日		明治・大正・昭和・平成 年 月 日			
※住所		流山市			
連絡先	電話番号	04 - -	携帯電話番号		
	FAX番号	04 - -	メールアドレス		
不同意の理由 （該当に○）		ア. 同居家族あり イ. 見守りの民間サービスを利用 ウ. その他（ ）			

2 緊急時の連絡先（本人以外の緊急時の連絡先を記載してください）

緊急時連絡先①	フリガナ				本人との関係	本人から見て
	氏名					
	住所					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX番号			メールアドレス			
緊急時連絡先②	フリガナ				本人との関係	本人から見て
	氏名					
	住所					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX番号			メールアドレス			

※本申出書に記載していただいた情報は、支え合い活動を行う団体等に提供する名簿には登録ませんが、市が緊急時の対応等に活用することを目的に収集として利用します。

要件②の意向確認通知（平成 29 年度時点）

要件③の届出書 ※随時提出可（平成 29 年度時点）

※名簿登載に同意の場合に提出（名簿登載を希望する）

流山市支え合い活動対象者名簿登載同意・申出書

（宛先）流山市長

私は、流山市地域支え合い活動推進条例の規定により、支え合い活動を行う団体等に対して提供される流山市支え合い活動対象者名簿に登載されることに同意します。

平成 年 月 日

1 同意対象者（本人） ※下線欄必須

<u>フリガナ</u>				性別	男・女
氏名		Ⓜ			
<u>生年月日</u>		明治・大正・昭和・平成 年 月 日			
<u>住所</u>		流山市			
連絡先	電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番号		メールアドレス		
その他登載希望事項					

2 緊急時の連絡先（本人以外の緊急連絡先）

緊急連絡先①	<u>フリガナ</u>				本人との関係	本人から見て
	氏名					
	<u>住所</u>					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX 番号			メールアドレス			
緊急連絡先②	<u>フリガナ</u>				本人との関係	本人から見て
	氏名					
	<u>住所</u>					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX 番号			メールアドレス			

3 保護者・親権者・未成年後見人（登載希望者が未成年者の場合等）

<u>フリガナ</u>				本人との関係	本人から見て
氏名		Ⓜ			
<u>住所</u>					
連絡先	電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番号		メールアドレス		

流山市福祉施策審議会 委員名簿

任期：平成29年11月24日～平成31年11月23日

◎は会長、○は会長職務代理者

委嘱区分	役職名	氏名	備考
福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	流山市老人クラブ連合会 顧問	石塚 三喜夫	
	流山市障害者団体連絡協議会会長	鈴木 れい子	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユ－・アイ ネット 理事	鎌田 洋子	○
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会会長	鈴木 孝夫	◎
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	中 登	
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会会長	大野 トシ子	
医師会を代表する者	流山市医師会理事	大津 直之	
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会理事	平原 雅通	
学識経験を有する者	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 専任教員	永田 隆二	
関係行政機関の職員	松戸健康福祉センター副センター長	新屋敷 房代	
	柏児童相談所所長	奥野 智禎	
市民等	流山市民	上平 慶一	
	流山市民	米澤 政見	
	流山市民	栗飯原 誠	
	流山市民	小泉 尚子	
	流山市民	小林 朋子	
	流山市民	山名 裕里	

(平成29年11月6日 答申日の委員)

■ 計画の策定過程

会 議 等	年 月 日	議 題 ・ 報 告
流山市高齢者支援計画に係る 健康福祉部検討会議	平成28年 11月15日	高齢者支援計画の策定スケジュールについて 介護保険制度改正の概要について 第6期計画に係る諸事業の検証・課題の抽出依頼
高齢者等実態調査	2月22日～ 3月12日	1 高齢者一般調査 2 要支援・要介護認定者調査
	4月14日～ 4月28日	3 介護サービス事業所調査
平成29年度 第1回 流山市福祉施策審議会	6月8日	高齢者支援計画の策定スケジュールについて
平成29年度 第2回 流山市福祉施策審議会	7月6日	高齢者支援計画の策定について（諮問）
平成29年度 第3回 流山市福祉施策審議会	8月9日	高齢者支援計画の策定について
平成29年度 第4回 流山市福祉施策審議会	9月27日	高齢者支援計画の策定について
平成29年度 第5回 流山市福祉施策審議会	10月20日	高齢者支援計画の策定について
平成29年度 第6回 流山市福祉施策審議会	11月6日	高齢者支援計画の策定について（答申）
平成29年度 第2回 流山市介護保険制度 モニター連絡会議	11月16日	高齢者支援計画について
パブリックコメント手続	11月22日～ 12月21日	高齢者支援計画（素案）について
高齢者支援計画策定に関する 市民説明会	12月16日	高齢者支援計画の策定について
平成29年度 第3回 流山市介護保険制度 モニター連絡会議	3月16日	高齢者支援計画の策定について

■ 諮問書



流社第196号
平成29年7月6日

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木孝夫様

流山市長 井崎 義治



第7期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）

老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体化した計画として、平成27年3月に策定された第6期高齢者支援計画は、平成29年度をもって計画期間が終了します。

介護保険事業計画は3年毎に策定することになっており、第7期計画（平成30年度から平成32年度までの3年間）を策定するものです。併せて高齢者保健福祉計画の見直しを行います。

つきましては、計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

第7期流山市高齢者支援計画の策定について
（案）

別添のとおり

■ 答申書



流福審第 10 号
平成29年11月6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木 孝夫



第7期流山市高齢者支援計画の策定について（答申）

平成29年7月6日付け流社第196号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

第7期流山市高齢者支援計画（平成30年度から平成32年度まで）について、審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 高齢者の人口が顕著に増加していくなか、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域共生社会に向けた、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めてください。
 - 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護予防事業の推進により一層力を入れてください。また元気な高齢者には、就労支援や地域活動等の社会参加への支援を進めてください。
 - サービスの利用に際し本人、家族の選択や介護者の負担軽減につながるよう、情報提供や相談体制の構築に努めてください。
 - 最期まで住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種と連携し体制の構築に努めてください。
 - 地域ぐるみの助け合い・支え合い活動が活発化するために、今後もより一層、市民、自治会、民生委員、事業者、行政など、地域の関係機関の連携や情報共有の支援に努めてください。
 - 高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解、成年後見制度の課題の抽出と分析を踏まえて、その実施に努めてください。
- 2 本計画の円滑な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行ってください。
- 3 パブリックコメント手続き等で、市民等から寄せられた意見及びその対応について、修正の有無を十分に検討してください。

■ 様式集

【あ】

アセスメント

初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

【い】

一次予防

生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による障害の発生を予防すること。

【え】

NPO (Non Profit Organization)

市民の自発性に基ついた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体で、NPO法人だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体も含む。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき設立される団体を指す。

【か】

介護給付

要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市区町村が行う地域密着型サービスなどが受けられる。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に依りて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもので、平成27年度に開始された。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大別される。

- ・介護予防・生活支援サービス事業 ・ 要支援者等に対して、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・一般介護予防事業 ・ 全ての高齢者を対象とし、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する

【め】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪蓄積型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうち少なくとも2つ以上を呈する病態のことをいう。糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病を発症する危険性が高いと言われている。

【や】

夜間対応型訪問介護

居宅の要介護認定者については、夜間に定期的な巡回訪問、または通報を受けて随時の訪問を行い、介護福祉士等により提供される入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う介護保険サービスのこと。

【ゆ】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護又は日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりニーズを満たそうとする高齢者の入居施設。

【よ】

予防給付

要支援の認定を受けた人が、要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようするため介護予防サービスを提供する。

【ろ】

老人クラブ

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにすることを目的とした自主的な組織。会員の年齢は概ね60歳以上。

流山市避難行動要支援者
避難支援計画

（地域支え合い活動の推進について）

平成31年3月

企画・編集：流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
高齢者支援課・介護支援課

住所：〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111（代表）

